

(様式第4号)

介護保険運営協議会 会議概要

- 1 審議会名 上田市介護保険運営協議会
- 2 日 時 平成31年3月18日 午後1時30分から午後2時45分まで
- 3 会 場 上田市中心公民館3階大会議室
- 4 出席者 麻生委員、太田委員、荻原委員、小林委員、塩沢委員、関委員、芹澤委員、友松委員、橋本委員、古川委員、星山委員、堀内委員
- 5 市側出席者 近藤福祉部長、緑川高齢者介護課長、斎藤高齢者支援担当係長、矢野高齢者支援担当係長、橋詰介護保険担当係長、小須田介護保険担当係長、上田高齢者支援担当係長、滝澤高齢者支援担当係長、井澤高齢者支援担当係長、下城高齢者支援担当係長、大木高齢者支援担当、和田介護保険担当
- 6 公開・非公開等の別 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
- 7 傍聴者 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成31年3月27日

協議事項等

1 開 会 (高齢者介護課長)

2 あいさつ

3 協議事項 (橋本会長の進行)

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
- (2) 地域密着型サービスの基盤整備の進捗状況と計画の見直しについて
- (3) 介護保険料負担軽減の拡大について
- (4) 圏域別高齢者数等の2025年推計について
- (5) 介護予防支援事業の一部委託について

4 閉会 (高齢者介護課長)

審議概要

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
審査状況などをもとに審査したため、非公開

- (2) 地域密着型サービスの基盤整備の進捗状況と計画の見直しについて

(委員) 介護事業者募集に関して、選定は評価点数が高い順にということですが、選定基準の公表はされていますか。透明性や公平性が問われると思います。

(事務局) 事業者選定については公募要綱を作成し、選定条件をホームページ等で公表しています。その中で評価点数についても、項目ごとに配点を標記し、評価基準を掲載させていただいています。

- (3) 介護保険料負担軽減の拡大について
- (4) 圏域別高齢者数等の2025年推計について

(委員) 高齢者が増えて、介護職員が不足するという事は分かりますが、これについて市でどう手を打つか、具体的な施策などありましたら教えていただきたいです。

(事務局) 具体的な施策については実施に至っているものはありません。ただ、介護人材の不足が見込まれる中で、対策が喫緊の課題にはなっております。今後の取り組みとして、国の施策として10月の消費税増税の際の介護職員の処遇改善加算が改正されますので、市から各事業所への働きかけを行いたいと考えています。それから、市全体の取り組みの中で、奨学金の一部返還免除も検討事項の一つになっております。そのほか、国から今後示される補助事業で対応できるものがあれば活用していきたいと考えております。来年度以降のこちらの会議等、開催する中で有効な人材確保対策を検討していきます。

(委員) 人材の確保について、今年度から保険者機能強化推進交付金が交付されるようになりました。その評価指標の中に人材確保の項目があります。昨年10月末までに国に具体的な取り組みや、検討状況を報告していると思えますけど、どのように回答されましたでしょうか。

(事務局) 人材確保対策検討していく中で、上田市内の事業者の介護人材の状況を、アンケート調査を行っております。まずは上田市内の事業所の状況をアンケート調査の集計と考察を行い、今後の対策の検討につなげていくという回答内容にしております。

(委員) 事業者へのアンケートについては、サービス供給側の実態を把握ができ、いい取り組みと思います。需要側からの色々な課題は出ていますが、供給側からの実態把握というのは今までされていなかったのではないかと思います。ただ、市町村の場合には、取り組みの財源がないです。県の場合は、医療・介護の基金から事業展開できますが、市町村の場合には中々進んでいかない面もあります。県の取組に連携し、上田市としての課題も取り組まれれば、少しは改善というか、道が開けていくのではないかと感じています。

(委員) 2025年の受給者数推計が9,153人になっていますが、介護度別の人数が分かれば教えてください。

(事務局) 2025年の推計では、国の方で認定者数に対する受給率を約88.5%としているので、それをもとに受給者数を出しています。要介護5が980人、要介護4が1,143人、要介護3が1,223人、要介護2が1,558人、要介護1が1,685人、要支援2が1,347人、要支援1が1,204人になります。

- (5) 介護予防支援事業の一部委託について

(委員) 包括の立場では、一番は利用者、高齢者の方が包括以外にも相談する機関を選択できることと思っています。更新のたびに「要支援」「要介護」となると、包括と居宅を行ったり来たりしてどこが窓口か分からないという話も非常に多くいただいています。委託によって同じケアマネジャーに相談できるのは大きなメリットです。包括と居宅介護支援事業所のケアマネジャーが協力しながら取り組んでいる中で、より連携も取りやすくなるので、ケアマネジャーの資質の向上にもつながると思います。

(委員) 一部委託については、近隣市町村でもかなり実施しております。包括の業務量が非常に多くなっていますし、予防プランの外部委託については、ようやく上田市でも取りかかるのかという思いがしております。包括支援センターの役割で「利用者の状況の確認」は非常に大事です。「おおよそ1年に1度直接利用者の状況を確認する」となっていますが、「おおよそ」というのは、「半年に1度」等明記していただきたいです。また、これから医療のサポートも必要になりますから、文章を少し吟味して書いていただければと思います。それから、必要に応じて包括がサービス担当者会議に出席するとなっておりますが、居宅の担当者が開催日時の調整をしっかり行えば、包括も出席できると思います。非常に大事なところだと思いますので、ここも少し考えて文章等入れていただきたいです。

(委員) 居宅事業者連絡協議会を代表して参加しています。県の介護予防の研修にもかなりの人数で参加しました。連絡協議会の研修でも、介護になったからサービスを貼り付けるということではなく、改善に向けてプランを作っていくことにとりこんでいます。具体的にいつごろからどのようにどのくらいの数を受託していくのか、教えていただきたいです。

(事務局) 時期については、さきほどご意見をいただいた点について修正をしまして、各事業所、包括への説明会を開催させていただきます。消費税の関係もございますので、秋頃の開始を考えております。また、数字については、地域包括支援センターの都合で委託にするのではなく、利用者からの依頼で一部委託をかけていくこととなります。数字は実際動き出してみないと何とも言えません。

(委員) サービス事業者の代表で参加させてもらっています。事業者側としても今までとても悩ましかった介護と支援行き来する人たちや、家庭に介護と支援の方といる場合の連絡先であるとか事業者としても悩ましいところがあったのですが、そのあたりが解決すると思います。心配しているのが、居宅のケアマネジャーの人材不足です。そこも視野に入れながら考えていかなければいけないかなというのが感じているところです。

(委員) 住所地特例の対象施設については表にさせていただいて載せていただくと非常に分かりやすいです。他自治体では工夫して作られておりますので、どなたにも分かりやすいものにしていただけたらと思います。

(委員) 私は委託をしている包括を2つ経験してしまして、委託先からのデータ取り込みをやっていますが、電子媒体を使ってやっているのが前のところ、今のところは電子媒体を使わないので、全て手入力をしている状況です。何のために委託をしているのか、いまいわからなくて、委託をするからには、スムーズにできるようなシステムを導入していただければと思います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。先ほどいただいたご意見もあわせまして、見直しかけまして次回の運営協議会の方にご提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。システムの関係ですが、直ちに修正や新しいものにすることができないので、今後の検討課題とさせていただければと思います。

(委員) 民生児童委員でケアマネジャーの質という話がでます。ケアマネジャーは上小管内に何人いるのか、一つの事業所に最低何人いないといけないのか、研修等での質の向上は図られるのかをお聞きしたいです。

(事務局) ケアマネジャーの人数は協議会の会員登録でおよそ 200 名です。特に事業所での人数は決まっていないので、事業所の中には 1 名のところもあります。一人当たり受け持ち件数は、多い場合は報酬の減算になりますので、ケアマネジャー 1 人当たり通常 35 件までです。資格については更新制になっておりまして、5 年ごとに更新研修を受ける必要があります。さらにスキルアップする場合は主任ケアマネという資格があって、こちらも 5 年ごとの更新制ということになっています。主任ケアマネについては、事業所のケアマネを統括する立場で、プランだけではなくて地域の課題把握といった役割も持っています。

(委員) 居宅事業者連絡協議会の立場です。ちょっと耳が痛いところもありますが、利用者さんと合わないところもあるんですけど、実際お互い長くなってしまうと、相手の様子が分かかってしまって確認もせずどんどん進んでしまうこともあるかと思います。自分たちの事業所の中でも認定の結果をみて 3 年から 5 年で担当を事業所によっては中で交代をしています。ケアマネジャーは一生その人を担当するわけではないですし、事業所を変えることもありますので、そういうご意見をお聞きになったときには、民生児童委員さんから包括や、直接居宅の事業所へ連絡いただくと対応を変えていきたいと思っています。相手に合わせていく仕事として、どのケアマネジャーもやっていますのでよろしくお願いします。

(会長) 他に何かありますか、承認ということによろしいですか。ありがとうございました。

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1 週間以内に行政管理課へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。